

令和5年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年10月23日（月）

午前9時00分から午前10時07分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	欠	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
欠	中塩屋 均	欠	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	欠	中牧 龍次	出	立元 和揮
欠	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
欠	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	欠	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課	農業振興係	主任主事	前田 裕孝
	担い手育成係	主任主事	桃木 洋佑
農地整備課	地籍調査推進室	主幹兼室長	櫛下 良平

5 事務局職員

局 長	宮地 智治
次長兼農地係長	税所 篤行
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 幹	前迫 篤弘
主 査	池畑 信幸
主任主事	角野 勝行

主 査	凶師 竜太	(輝北総合支所産業建設課)
主 査	延時 立子	(串良総合支所産業建設課)
主 査	下川路 茂	(吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地転用の事業計画変更について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・令和4年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]
- ・農業者年金の加入促進について
 - ・令和5年度地域別最適化推進会議について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 上野 輝男 委員 ・ 新原 晃憲 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年10月23日（月） 開会 午前9時00分 閉会 午前10時07分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第7回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、中塩屋委員、畠井委員、田村委員の3名です。出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、垣内委員、中牧委員、福元里美委員、永山委員の4名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号19番の上野委員と1番の新原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第45号につきましては、1頁から41頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年10月24日です。合計面積は、14万7千364.45㎡、うち更新分6万6千341㎡、内訳として、田が2万67㎡、畑が12万7千297.45㎡です。利用権を設定する者が51人、設定を受ける者が36人です。始期は、いずれも令和5年11月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、10年、20年です。次の3頁から29頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。

次の1番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で新規設定。

次の2番から5頁の4番までは、設定期間が2年です。2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、次の4番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の5番から8頁の10番までは、設定期間が3年です。5番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、6番、7番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、8番、9番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、10番は、賃借権で再設定。

次の11番から17頁の28番までは、設定期間が5年です。11番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、12番、13番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、14番、15番は、使用貸借権で新規設定。

次に、11頁、16番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、17番は、賃借権で新規設定。18番は、使用貸借権で新規設定。

次に、13頁、19番は、賃借権で新規設定。20番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、21番、22番は、使用貸借権で再設定。

次に、15頁、23番は、賃借権で再設定。26番は、使用貸借権で再設定。

次に、16頁、25番は、使用貸借権で再設定。26番は、賃借権で再設定。

次に、17頁、27番は、賃借権で新規設定。

次の28番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、18頁、次の29番から20頁の33番までは、設定期間が6年です。29番、30番は、賃借権で再設定。

次に、19頁、31番、32番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、33番は、賃借権で再設定。

次の34番から28頁49番までは、設定期間が10年です。34番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、35番は、使用貸借権で新規設定。36番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、37番、38番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、39番は、賃借権で新規設定。40番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、41番、42番は、賃借権で再設定。

次に、25頁、43番は、賃借権で再設定。44番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、45番、46番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、47番は、賃借権で再設定。48番は、使用貸借権で再設定。

次に、28頁、49番は、使用貸借権で新規設定。次の50番は設定期間が20年です。50番は、賃借権で新規設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁から29頁までの50件の利用権設定ですが、5頁の2年もの4番が、鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

（福元副会長：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　5頁の4番は、借人、福元副会長の関連する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る2年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

議 長 「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、17頁の5年もの28番が、議事参与の制限にあたりますので、村山委員に退席をいただき審議します。

(村山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 17頁の28番は、借人、村山委員の息子さんが使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 村山委員に係る5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(村山委員：着席)

村山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの48件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、30頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、30頁から32頁です。まず、30頁で説明します。公告年月日は令和5年10月24日、合計面積は、1万2千371㎡です。内訳としまして、畑が1万1千876㎡、その他が495㎡です。所有権を移転する者が3人、所有権の移転を受ける者が2人です。次に31頁、次の1番から32頁の3番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの3件です。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、33 頁から 41 頁です。まず 33 頁で説明します。公告年月日は、令和 5 年 10 月 24 日です。合計面積は、4 万 7 千 840 m²で、うち、田が 900 m²、畑が 4 万 6 千 940 m²です。利用権を設定する者が 14 人、利用権の設定を受ける者が 13 人です。始期は全て、令和 5 年 11 月 1 日で、期間は 3 年、5 年及び 10 年です。

34 頁をご覧ください。次の 1 番から 2 番は、設定期間が 3 年です。1 番、2 番は、賃借権で再設定。

次に、35 頁、次の 3 番から 36 頁の 5 番までは、設定期間が 5 年です。3 番は、賃借権で新規設定。4 番は、賃借権で再設定。

次に、36 頁、5 番は、使用貸借権で新規設定。

次の 6 番から 41 頁の 14 番までは、設定期間が 10 年です。6 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、7 番、8 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、13 番は、賃借権で新規設定。14 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

議 長 ただいま説明がありました、34 頁から 41 頁までの中間管理権設定 14 件ですが、40 頁の 10 年もの 14 番が、議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 40 頁の 14 番は、借人である倉田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 13 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42 頁、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 46 号につきましては、42 頁から 46 頁です。今回は、所有権移転が 16 件、合計 16 件です。初めに、42 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 419 m²の贈与です。2 番は、畑が 1 筆で 1 千 122 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 619 m²の売買です。4 番は、田が 1 筆で 513 m²の贈与です。5 番は、畑が 2 筆で 292 m²の売買です。

次に、43 頁です。6 番は、田が 2 筆で 3 千 205 m²の売買です。7 番は、畑が 1 筆で 435 m²の贈与です。8 番は、田が 1 筆で 640 m²の贈与です。9 番は、畑が 1 筆で 565 m²の売買です。

次に、44 頁です。10 番は、畑が 1 筆で 1 千 90 m²の売買です。11 番は、田が 1 筆で 1 千 954 m²の売買です。

次の 12 番から 46 頁の 16 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、44 頁の 12 番から 46 頁の 16 番までを藏ヶ崎委員に、報告をお願いします。

藏ヶ崎 議席番号 13 番の藏ヶ崎です。去る 10 月 13 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

まず、44 頁の 12 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、親戚から田 25 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻を作付けするとのことでした。

次に、45 頁の 13 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、親戚から田 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻を作付けするとのことでした。

次に、46 頁の 14 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、親戚から畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷を作付けするとのことでした。

次に、15 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、知人から畑 2 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では飼料を作付けするとのことでした。

次に、16 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、親戚から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な道具等は確認できました。取得する農地では葉物野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 16 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、47 頁、議案第 47 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 47 号につきましては、47 頁の 1 件です。1 番については、当初計画者が業務多忙により自身で整備することができず他の業者にも受けてもらえなかった。今回、息子である事業継承者が自宅を建設するにあたり用地を探したが他に適当な場所がなかったことから、一般住宅を整備するものです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、48 頁、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 48 号につきましては、48 頁から 51 頁です。まず、48 頁をご覧ください。

1 番は、庭及びドッグランを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、土地分譲用地を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

4 番は、一般住宅及び貸家を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、49 頁をご覧ください。

5 番は、保育園園庭及び駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

6 番は、堆肥舎を整備するもので、農地区分は農用地区域内農地農用地利用計画指定用途です。なお、令和 5 年度第 2 回総会で審議済です。

次の 7 番から 51 頁の 16 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、49 頁の 7 番から 50 頁の 10 番までを鶴田委員に、50 頁の 11 番から 51 頁の 13 番までを榎原委員に、51 頁の 14 番から 16 番までを本村委員に、報告をお願いします。

鶴 田 推進委員の鶴田です。去る 10 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、49 頁の 7 番ですが、申請地は鹿屋大浦簡易郵便局の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、隣接地に太陽光発電施設を建設するため、申請地に

現場事務所及び駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、申請地は輝北総合支所の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で養鶏業を営む方で、申請地に農家住宅及び農業用倉庫を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、50頁の9番ですが、申請地は串良総合支所の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で自動車販売及び修理業を営む方で、申請地に販売展示場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に10番ですが、申請地は笠之原小学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、7番から10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

榎原 議席番号12番の榎原です。去る10月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、50頁の11番ですが、申請地は鹿屋田崎簡易郵便局の西に位置し、10ha以上の農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、申請地は鹿屋田崎簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫及び駐車場を整備する計

画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に51頁の13番ですが、申請地は鹿屋田崎簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、11番から13番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

本 村 推進委員の本村です。去る10月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、51頁の14番ですが、申請地は川西簡易郵便局の北西に位置し、10ha以上の農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅、駐車場及び通路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は鹿屋川西簡易郵便局の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に16番ですが、申請地は南小学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の農業協同組合で、隣接する澱粉工場から排出される土砂を置くため、申請地に土砂置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、14番から16番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました16件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、52 頁、議案第 49 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 49 号につきましては、52 頁から 56 頁です。52 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 4 件で、田が 4 筆、畑が 2 筆です。対象面積は、田が 5 千 145 m²、畑が 1 千 56.80 m²で合計：6 千 201.80 m²です。

次の 53 頁から 56 頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、52 頁の 1 番が農業委員会の取り決め制限にあたりますが、中牧委員が欠席のため、このまま審議します。

52 頁の 1 番については、調査がなされていますので、有村委員に報告をお願いします。

有 村 議席番号 11 番の有村です。去る 10 月 12 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

52 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 53 頁をご覧ください。

用途変更の申し出です。申請人は市内で畜産業を営む方で、申請地は、獅子目中地区公民館の北西に位置し、農業用施設である「ロール置場」を整備する計画ですが、農用地区域内農地の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。以上、1 番については、排水施設等もあり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更について支障はないと判断しました。

議 長 中牧委員に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

引き続き、調査がなされていますので、52 頁の 2 番から 4 番までを有村委員に報告をお願いします。

有 村 それでは 2 番について報告します。周辺図等は 54 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。

申請人は市内の方で、申請地に倉庫を建設する計画です。申請地は、串良平和公園の北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地ですが、既に倉庫が建って 20 年以上経過してると思われることから、農振除外になれば非農地に該当する見込みがあると思われると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 55 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の方で、申請地の隣接地に建設予定である、病院の「通路及び駐車場を整備する計画」

です。申請地は鹿屋旭原郵便局の南西に位置し、申請地は街区の面積に占める割合が40%を超えている区域内にある「街区内4割超住宅化農地」と判断しました。第3種農地の転用は原則許可であることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は56頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で福祉施設を営む法人で、申請地に「施設利用者運動場」を拡張整備する計画です。申請地は「祓川ふれあいセンター」の東に位置し、申請地は周辺が10ha以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、その許可基準である「その他の農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、2番から4番については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました3件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定しました。

4件については、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、57頁、議案第50号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第50号につきましては、57頁から58頁です。今回は5件です。57頁の1番は、昭和年月日不詳から宅地としていたもので、令和5年度第1回総会で審議済となっております。次の2番から58頁の5番については、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。調査がなされていますので、57頁の2番から58頁の5番までを藏ヶ崎委員に、報告をお願いします。

藏ヶ崎 議席番号13番の藏ヶ崎です。去る10月13日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、57頁の2番ですが、申請地は、鹿屋南郵便局の南東に位置し、平成11年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、串良公民館細山田分館の南に位置し、平成2年月日不詳から宅地として利用されているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は、鹿屋東地区学習センターの北西に位置し、昭和年月日不詳

から宅地として利用されているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に、58頁の5番ですが、申請地は、国立大隅青少年自然の家の東に位置し、昭和年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、59頁、議案第51号「令和四年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第51号につきましては、59頁から66頁です。鹿屋市より令和4年度の地籍調査事業において、調査地区内における地目の変更についての照会があったものです。調査にあたっては、第1回総会において、獅子目町の一部は榎原委員、大始良町の一部は藏ヶ崎委員、下高隈町の一部は園田委員、吾平町麓の一部は堀之内委員、吾平町上名の一部は大園委員を任命し、それぞれの調査地区において、農地から農地以外へ地目変更するものや、農地以外から農地へ地目変更するものについて、現地にて確認を行っております。地目変更内訳及び事業実施区域図については、次の60頁から66頁に記載してあるとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、榎原委員、藏ヶ崎委員、園田委員、堀之内委員、大園委員から調査結果の報告をお願いします。

榎原 　　議席番号12番の榎原です。令和4年度に実施された獅子目町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。

60頁をご覧ください。獅子目町の一部の「農地から他の地目に変更するもの合計51件、6万7千75.01㎡」、「他の地目から農地へ変更するもの合計7件、3千397㎡」については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

藏ヶ崎 　　議席番号13番の藏ヶ崎です。続きまして、大始良町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。

60頁をご覧ください。大始良町の一部の「農地から他の地目に変更するもの合計197件、16万6千227.56㎡」、「他の地目から農地へ変更するもの合計208件、17万1千713.56

m²」については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

園 田 議席番号 5 番の園田です。続きまして、下高隈町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。

60 頁をご覧ください。下高隈町の一部の「農地から他の地目に変更するもの合計 26 件、3 万 1 千 325 m²」、「他の地目から農地へ変更するもの合計 1 件、133 m²」については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。続きまして、吾平町麓の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。

60 頁をご覧ください。吾平町麓の一部の「農地から他の地目に変更するもの合計 35 件、2 万 954.80 m²」、「他の地目から農地へ変更するもの合計 4 件、2 千 135 m²」については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

大 園 議席番号 2 番の大園です。続きまして、吾平町上名の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。

61 頁をご覧ください。吾平町上名の一部の「農地から他の地目に変更するもの合計 16 件、1 万 5 千 245 m²」、「他の地目から農地へ変更するもの合計 1 件、1 千 368 m²」については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

議 長 ただいま、調査報告がありました。地籍調査に伴い地目を変更するものです。

60 頁、獅子目町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 51 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 7 件、大始良町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 197 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 11 件、下高隈町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 26 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 1 件、吾平町麓の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 35 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 4 件、61 頁、吾平町上名の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 16 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ報告します。

次に、67 頁、議案第 52 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 52 号につきましては、67 頁から 69 頁です。今回新たに、譲渡希望が 67 頁の 1 番から 68 頁の 13 番までの 13 件ですのでお目通し願います。なお、67 頁の 1 番、2 番は賃貸借でも可としております。また、68 頁の 11 番は無償としております。

次に、賃貸借希望が 69 頁の 1 番から 9 番までの 9 件ですのでお目通し願います。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

67 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を堀之内委員と矢野委員に、2 番を畠井委員と西元委員に、3 番の打馬二丁目を郷原委員と細川委員に西祓川町を西ノ原委員と谷口委員に、4 番を村山委員と本村委員に、5 番と 68 頁の 6 番を倉田委員と高田委員に、68 頁の 7 番を田中委員と中尾委員に、8 番を村山委員と本村委員に、9 番を堀之内委員と矢野委員に、10 番を園田委員と徳田委員に、11 番を泊委員と松元委員に、12 番を私、木場と川崎委員に 13 番を本田委員と福元里美委員にお願いします。

69 頁、賃貸借希望の 1 番を堀之内委員と矢野委員に、2 番を福元副会長と入佐委員に、3 番を榎原委員と森園委員に、4 番を田中委員と中尾委員に、5 番を畠井委員と西元委員に、6 番を西ノ原委員と谷口委員に、7 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、8 番を倉田委員と高田委員に、9 番を福元副会長と入佐委員にお願いします。

次に、70 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 70 頁をご覧ください。合意解約につきましては、70 頁から 79 頁です。今回は 20 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、70 頁から 79 頁まで 20 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 7 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

上之脇 その他でございますが、令和 5 年度の農業者年金加入推進について説明いたします。別冊の実施要領をご用意ください。それでは、1 頁をご覧ください。

1 つ目の加入推進方針について、農業者年金制度は食料・農業・農村基本法の下で政策支援年金として、農業者の老後生活の安定と意欲ある担い手の確保に重要な制度として位置づけられています。本年度については、「加入者累計 15 万人早期達成加入推進強化」に取り組むことになり、多くの農業者、特に次代の農業を担う若手農業者への加入推進を図

るとともに、女性の活躍を後押しするため、女性農業者への加入も一層推進することとします。

2つ目の令和4年度推進結果につきましては、全国での新規加入者が2千198人となりました。また、鹿児島県全体では新規加入者が66人で、鹿屋市では目標値5人に対し、実績で3人という結果となりましたが、加入者数的には県内の上位から5番目となっております。

3つ目の令和5年度の推進目標であります。鹿児島県全体で90人、内20歳から39歳が46人、女性が41人、鹿屋市においては、全体で5人、内20歳から39歳が2人、女性が1人という目標が設定されております。8月末現在では、加入者1名となっております。今後の加入推進をよろしくお願いいたします。

4つ目の加入推進期間につきましては、令和5年10月23日から令和6年1月23日までといたします。

5つ目の加入推進の実施方法につきましては、担当地区を中心とした戸別訪問等による農業者年金制度の周知啓発活動及び加入への推進活動について委員1人当たり3日間を目標に実施していただきますようお願いいたします。活動の例として知人等の農家や兼業農家への説明やチラシの配布、地域の農家の集まる会合や研修会などでの周知活動、貸したい借りたい総点検活動の戸別訪問を活用した周知活動、また加入意思のある方へは年金額のシミュレーションを活用した推進活動でございます。年金額のシミュレーションは事務局で作成しますので、ご連絡ください。

次に2頁をご覧ください。

6つ目の加入推進活動結果につきましては、加入推進記録簿に活動内容や結果を記載してください。

7つ目の加入推進対象者名簿として20歳から50歳の認定農家等を掲載しております。また、加入推進記録簿と3種類のチラシを入れておりますので、周知活動にご活用ください。なお、皆様の封筒に入れてある加入推進対象者名簿は個人情報ですので、取り扱いには十分ご注意ください。

8つ目の活動結果の提出期限につきましては、令和6年1月の総会の日までとします。3日間の活動が終了した時点で、随時提出して頂いて結構です。活動の有無に関わらず活動記録簿と加入推進対象者名簿は必ず提出してください。また皆様の活動実績に応じた謝金をお支払いいたします。

9つ目の加入推進部長につきましては、農業委員等の中から農業者年金の制度を理解し、その普及に意欲を持つと判断される者として、加入推進部長を設置しております。加入推

進部長は地域のリーダーとして、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員との情報交換やサポート、認定農業者や新規就農者・女性農業者等の参加する各種会合での説明や個別の働きかけなど、農業者年金の加入推進への積極的な役割を果たすことになっております。そのようなことから加入推進部長へは別途研修会が実施され、8月に加入推進特別研修会が実施されました。加入推進部長の活動経費として活動時間に応じた活動経費が県農業会議より支給されますので、加入推進部長の皆様には積極的な推進活動をよろしく願います。以上、農業者年金の加入推進につきましての説明を終わります。

次 長 次に、その他の2つ目、令和5年度地域別最適化推進会議についてです。

お手元に、A4の一枚紙で、令和5年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議の開催についての文書を配布させていただいています。この会議は、毎年県の農業会議主催で開催されています。今年度は、11月8日、水曜日、午後1時30分から午後4時まで、ホテルさつき苑で開催されます。当日は、以前配布いたしました、「2023年度農業委員会業務必携90号」、「新訂農業委員・推進委員活動マニュアル」及び「2023年度版進めよう！地域計画」を資料として使用しますので、持参してください。なお、どうしても当日の参加が難しい委員については、10月31日、火曜日までに事務局にご連絡ください。

なお、総会終了後に、タブレットの配布及び取扱い説明をいたしますので、申し込まれている委員の方はお残りください。以上です。

局 長 それでは、11月の調査委員を申し上げます。

11月13日、月曜日、4条・5条の調査が、郷原委員、徳田委員でございます。

11月13日、月曜日、農振調査が、堀之内委員、高田委員でございます。

11月14日、火曜日、4条・5条の調査が、泊委員、西元委員でございます。

11月14日、火曜日、3条調査が、田村委員、谷口委員でございます。

11月の総会は、11月22日、水曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和5年度第7回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)